

相愛大学大学院音楽研究科 修士論文、修士作品、修士演奏に係る審査基準

令和4年4月1日 音楽研究科委員会制定

(目的)

第1条 この基準は、相愛大学学位規程第7条に基づき 修士課程修了の認定（修士の学位授与）のために実施される修士論文、修士作品、修士演奏および口述による試験における審査の基準について定めるものである。

(審査方針)

第2条 学位授与の審査にあたっては、相愛大学大学院音楽研究科のディプロマポリシー（学位授与方針）を満たすものとして審査を行う。

(審査基準)

第3条 学位申請者が修得したクラシック音楽の高度で深遠な技能や学識を披露する研究成果である修士論文・修士作品・修士演奏および口述試験の審査基準は以下のとおりとし、基準に達した者に、学位（修士）を与える。

- (1) 修士論文・・・学術的意義に加えて多様な音楽的価値観に共感できる能力を有していること。
- (2) 修士作品または修士演奏・・・芸術的意義に加えて自立的音楽活動を展開する能力及び芸術文化を牽引できる能力を有していること。
- (3) 口述試験・・・修士論文提出の場合は提出論文に関わる深い学識を有していること。
修士作品提出または修士演奏発表の場合は、提出作品または演奏曲目に関わる知見、並びに副論文等に記述された事項に関わる学識を有していること。

(審査体制)

第4条 学位の審査体制は、以下のとおりとする。（相愛大学学位規程第5条第1項～第3項より）

1. 研究科委員会は、本学大学院の専任教員の中から当該領域指導教員を含む3名以上を審査員とする審査委員会を組織し、修士論文、修士作品、修士演奏の審査を行う。
2. 研究科委員会は、審査員の中から主査（1名）を指名する。但し、当該修士論文、修士作品、修士演奏の研究指導教員を主査に選ぶことはできない。
3. 研究科委員会は、修士論文、修士作品、修士演奏の審査に必要と認められる場合、審査委員会に、本学大学院の客員教授、非常勤講師等を加えることができる。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、音楽研究科委員会の議を経て、音楽研究科長が行う。